

環境方針

1 基本理念

札幌市役所は、地球環境への負荷を継続的に低減するため、エネルギー使用量及び温室効果ガス排出量の削減など、環境配慮取組の推進に努めてきました。

近年、気象災害をはじめとした気候変動の影響が深刻化する中、脱炭素社会の構築に向けて、気候変動対策は大きな転換期を迎えています。

札幌市においても、地球の平均気温の上昇を1.5℃に抑える努力を追求するというパリ協定の目的を踏まえて、2050年の目標に「温室効果ガス排出量を実質ゼロにする（ゼロカーボン）」を設定するとともに、2030年についても高い目標を掲げて温室効果ガスの排出量の削減に取り組んでいくこととしました。

札幌市役所は、市域の温室効果ガスの約6%を排出する市内最大級の事業者であり、自ら排出量の削減に率先して取り組む姿を市民・事業者へ示していくことが必要です。

そのため、徹底した省エネルギー対策を進め、そのうえでどうしても必要なエネルギーは再生可能エネルギーへと転換していくことを基本的な方向として、環境マネジメントシステムによる継続的改善を図り、札幌市役所の事務事業に伴うエネルギー使用量及び温室効果ガス排出量を着実に削減していきます。

また、国連「持続可能な開発目標（SDGs）」の視点を踏まえ、環境配慮取組を推進することで、温室効果ガス排出量の削減のみにとどまらず、経済、社会分野の統合的解決を目指すとともに、市民・事業者・行政が協働し、一体となって脱炭素社会に向けて取り組むことで、「心豊かにいつまでも安心して暮らせるゼロカーボン都市「環境首都・SAPPORO」」の実現を目指してまいります。

2 基本的方向

全ての部局は、所管する事務事業について、環境に関する法令を遵守することはもとより、SDGsの視点も踏まえながら環境配慮取組を推進し、脱炭素社会の実現に向けて、以下の項目に重点的に取り組みます。

- 1 徹底した省エネルギー対策を進めます。
- 2 再生可能エネルギーの導入を拡大します。
- 3 移動における脱炭素化を進めます。
- 4 廃棄物の発生・排出を抑制し、省資源・資源循環を推進します。
- 5 環境負荷の少ない製品やサービスを利用します。
- 6 事務事業のみならず、公共工事・委託業務における環境負荷を低減します。
- 7 環境問題に関する啓発・教育活動を推進します。

この環境方針による環境活動の成果は、市民に公表するとともに、市民からの意見を市政運営に反映させていきます。

令和3年4月1日

札幌市長 秋元克広

札幌市環境局

札幌市環境マネジメントシステム（EMS）

札幌市環境マネジメントシステム（EMS）とは

札幌市では、環境に影響を及ぼす可能性がある活動を管理し、PDCAサイクルを基本に、継続的な改善を図る組織体制と組織運営を行うため、2001年4月から環境マネジメントシステム（EMS）^{※1}の運用を開始し、省エネ・省資源など環境負荷の低減に取り組んでいます。

2011年4月からは、エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律（省エネ法）^{※2}や地球温暖化対策の推進に関する法律（温対法）^{※3}の改正・施行に伴い、札幌市の実情に合った効果的・効率的な温暖化対策の推進を図るため、札幌市独自のEMSへ移行しました。



【図1 札幌市EMSのPDCAイメージ】

脱炭素社会の構築に向けた取組

近年は、気候変動の影響が深刻化する中、脱炭素社会の構築に向けて、気候変動対策は大きな転換期を迎えています。地球の平均気温の上昇を1.5℃以内に抑える努力を追求するというパリ協定の目的を踏まえて、札幌市では2050年に温室効果ガス排出量を実質ゼロとする「ゼロカーボンシティ」を宣言するとともに、「札幌市気候変動対策行動計画」（→P5）において、2030年についても高い目標を掲げて温室効果ガス排出量の削減に取り組んでいくこととしました。

これらの動向を踏まえて、札幌市EMSにおいても、省エネ対策と再エネ導入を基本的な方向としたエネルギー削減の取組に加えて、電力における環境配慮契約や次世代自動車の普及など、温室効果ガス排出量の削減に焦点をあてた対策に力を入れて取り組んでいきます。

EMSの全庁目標

温室効果ガス排出量を
2030年度までに（2016年度比で）60%削減

- ・省エネ取組
- ・啓発・教育活動の推進
- ・廃棄物抑制
- ・公共交通機関の積極的利用

温室効果ガス
排出量削減
60%

- ・再エネ導入拡大
- ・省エネ設備導入
- ・次世代自動車
- ・ZEB

- ・環境配慮契約
- ・グリーン購入

【図2 EMSの全庁目標のイメージ】

※1 環境マネジメントシステム（EMS - Environmental Management System）とは、組織や事業者が、事業活動の中で自主的に環境保全に関する取組を進めるにあたり、環境に関する方針や目標を自ら設定し、これらの達成に向けて取り組んでいくための仕組み。

※2 エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律（省エネ法）とは、工場や建築物、機械・器具について、非化石エネルギーも含めたすべてのエネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換を求めるとともに、電気の需要の最適化を促す法律。

※3 地球温暖化対策の推進に関する法律（温対法）とは、国内における地球温暖化対策を推進するための枠組みを定めた法律。